市第79号議案

公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜 市への納付の認可

公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市への納付について次のように認可する。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文 子

公立大学法人横浜市立大学が納付する重要な財産の表示

財産の 種 別	所 在 地	地目	地積	出資時における 評 価 額
土地	金沢区六浦東一丁目4,853 番の3	宅 地	727. 27 m²	112, 508, 669円
土地	金沢区柳町1番の11	宅 地	661. 16 m²	133, 289, 856円

提案理由

公立大学法人横浜市立大学が保有する重要な財産の横浜市への納付について認可したいので、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により提案する。

参考

地方独立行政法人法 (抜 粋)

(財産的基礎)

第6条 (第1項から第3項まで省略)

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。

(第5項及び第6項省略)

(出資等に係る不要財産の納付等)

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(以下この条において「出資等団体」という。) に納付するものとする。

(第2項から第4項まで省略)

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、 議会の議決を経なければならない。

(第6項及び第7項省略)

横浜市への納付に係る土地位置図

